小田原市報
才52号
発行所　小田原市役所
小田原市市ノ138
編集兼発行人　石井重治
印刷所　大洋印刷
定価一部三円

七月十五日豊川村との合併成る

新人口は八万五千二百六十五人

下部豊川村の市への合併を審議していた小田原市議会は、去る七月十五日午前十時から開かれた臨時議会において、豊川村との合併に関する議案を満場一致で可決しました。これにより豊川村は、七月十五日午後十時をもって小田原市に編入されることになりました。

なお、豊川村の新人口は八万五、二六五人（男四万一、四一五人、女四万三、八五〇人）で、旧小田原市の人口七万九千人を合わせると、新小田原市の人口は八万四千九百六十五人となります。

また、豊川村の旧役場は、七月十五日から豊川出張所として、引き続き住民サービスの窓口となります。

新地名の呼び方

七月十五日から旧豊川村は、「成田」「桑原」「三竜」「今俣」「田原」「栢山」「下大井」「上大井」「高田」「豊川」の十地区に編入され、豊川地区は「豊川」の字で、今俣以下の地区は「町名＋地名」の呼び方となります。

教育委員決る（豊川）

七月十五日午後、下記の通り豊川村教育委員会委員が決まりました。

（委員長）　（委員）
（委員）　（委員）
（委員）

小田原市建設計画

豊川村との合併による

七月十五日、豊川村との合併が実現したことにともない、小田原市の建設計画について、次のとおり変更することになりました。

変更前に関する事項

1. 豊川村の行政区域
2. 豊川村の人口
3. 豊川村の学校の位置及び学校名
4. 豊川村の学校の学区
5. 豊川村の学校の児童及び生徒の収容力
6. 豊川村の学校の教育課程
7. 豊川村の学校の施設
8. 豊川村の学校の設置者

変更後に関する事項

1. 小田原市の行政区域
2. 小田原市の人口
3. 小田原市の学校の位置及び学校名
4. 小田原市の学校の学区
5. 小田原市の学校の児童及び生徒の収容力
6. 小田原市の学校の教育課程
7. 小田原市の学校の施設
8. 小田原市の学校の設置者

豊川支所を設置

附属書類

昭和二十九年度七月以降市税納期一覧表

国道弁論大会小田原地区予選会

八月七日市民会館で開催

国道弁論大会小田原会場で

下地区予選会開催

催要領

国道弁論大会小田原地区、足柄下地区予選会開催要領

市税納期一覧表

昭和二十九年度七月以降

市税納期一覧表

市議会六月臨時会

小田原市建設計画、追加更正予算など二十一件を議決

市議会六月臨時会は、六月二十八日午後一時三十四分開会、会期を一日と定め、別項議案につき逐次審議を進めました。

先づ議案才四十七号「専決処分の承認について（繰上充用）」を議題に供し、市長の提案理由説明あつて後原案の通り承認、次に豊川村との合併に関するものとして議案才四十八号「小田原市建設計画の設定について」及び議案才四十九号「教育委員会委員の定数について」を一括付議、市長からそれぞれ要旨次のような提案理由の説明が行われ、原案の通り可決いたしました。

1　本市と豊川村との合併による小田原市建設計画につきましては、さきに全員協議会において御協議願い、六月十二日本計画につきまして知事の意見を求めましたところ、御手許に配布してあるような意見書が参つたのであります。

本建設計画は五カ年にわたるものでありますので社会情勢、経済事情等の変化により計画を変更することもあろうかと存じますが、かゝる場合においても事の軽重、緩急の度合等を充分考慮し、眞に合併の目的に副うよう努力いたしたいと念願する次才であります。

2　教育委員の定数につきましては町村合併促進法才九条の二の規定により合併町村の数に相当する数の範囲ということになつておりますので、豊川村の区域から選出される本市教育委員の数を一名といたしたく提案した次才であります。

次に議案才五十号「昭和二十九年度小田原市歳入歳出追加更正予算」から議案才六十七号「小田原市地区農業委員会の選挙による委員定数条例」までの十八件をそれぞれ提案理由の説明が行われ、慎重審議の結果、それぞれ原案の通り可決いたしました。なお小田原市歳入歳出追加更正予算提案理由の大略は次の通り。

本予算は才十九国会において成立をみました地方財政平衡交付金法の一部改正及び新警察法等一連の行財政制度の改革に伴う予算の更正措置を講ずると共に、当面緊急必要なるものを計上いたしたのであり、追加額は四百三十六万七千八百三十五円であります。

最後に市会諮問才五号「小田原市国民健康保険運営協議会委員の委嘱について」を議題に供し、任期満了による後任者を次のように委嘱することに同意し、午後六時五十五分閉会となりました。

被保険者代表委員
太田丑五郎、佐野泰孝
杉山高光

医療関係代表委員
間中喜雄、桑原俊三

公益代表委員
望月正道、池田六郎

提出議案
（二九、六、二八）

議案47　専決処分の承認について（繰上充用）
議案48　小田原市建設計画の設定について
議案49　教育委員会委員の定数について
議案50　昭和二十九年度小田原市歳入歳出追加更正予算
議案51　同競輪事業費歳入歳出追加更正予算
議案52　同水道事業費歳入歳出追加更生予算
議案53　起債について
議案54　同
議案55　予算外義務負担について（才一中学校）
議案56　同（桜井小学校）
議案57　同（富水小学校）
議案58　同（下府中小学校）
議案59　同（富士フイルム株式会社足柄工場）
議案60　同（早川西中簡易水道組合）
議案61　国光窯業株式会社小田原工場建設に関する契約について
議案62　小田原市市税賦課徴収条例の一部改正
議案63　小田原市図書館設置条例の一部改正
議案64　小田原市中央公民館使用条例の一部改正
議案65　小田原競輪場使用条例の一部改正
議案66　小田原市母子住宅管理条例
議案67　小田原市地区農業委員会委員定数条例
諮問5　小田原市国民健康保険運営協議会委員の委嘱について

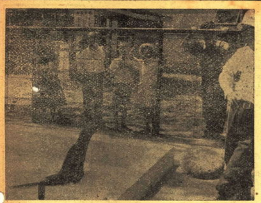

おっとせい「波男」君の新舎完成

おっとせい波男君は、今まで象の梅子さんの水浴場に仮に住んでいましたが、この程、写眞のような新舎に移ることになりました。

長さ六米、幅三米、深さ一米のプールとそれをかこむ遊び場を合せて五十四平方米の快適な新舎です。

各支所に出納員を設置

住民の便利と出納事務の合理化

市税の収納、国民健康保険の保険料その他各種の市収入金の出納事務を、各支所においても取扱うことが出来るように、この程、各支所に出納員を設置いたしました。

従来、税金の収納その他現金出納は、市役所内の市金庫又は興信、駿河及び信用金庫の各市金庫店で扱うのみでしたが、最近、支所の取扱事務の増加及び市域の拡張に伴い、住民の利便と出納事務の合理化を図る目的をもつて、各支所において直接その管内の市税の収納その他の現金取扱ができるようにしたものであります。

出納員とは、文字通り現金その他の出納事務を扱う職であつて、その任命は市長が行うところでありますが、その扱う出納事務に関しては収入役の命をうけて処理し、また収入役の委任があつたときは、その委任の範囲内においてその出納員の名をもつて収入役と同様の権限を行使することができます。

今回、各支所に出納員が設置されたことに伴い、収入役は、左の事務をそれぞれ各支所在住の出納員に委任いたしました。

これによって従来とかく市税その他の納入について支所管内の方々に御不便をおかけしていましたが、これからは、税金などは支所の出納員に納入すれば、その場で直ちに領収証を差し上げることができるようになつたわけで御座います。

支所出納員に対する委任事務

一　市税の収納に関すること
二　他の地方公共団体から徴収を委託された税金その他の収納に関すること
三　塵芥処理手数料の収納に関すること
四　児童福祉法による保育料の収納に関すること
五　市営住宅使用料の収納に関すること
六　国民健康保険料の収納に関すること
七　延滞金、延滞加算金の収納に関すること
八　督促その他諸手数料（収入証紙によるものを含む）の収納に関すること
九　生活保護費の支払に関すること
十　国民健康保険の助産費葬祭費並びに療養費の支給に関すること

新条例の概要

◇小田原市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

五月十五日、地方税法の一部を改正する法律が公布施行され、地方税制についてかなり広範囲にわたる改正が行われました。これに伴って必要な範囲において小田原市市税賦課徴収条例の一部を改正したもので、その内容は前月市報所載「地方税制の改正について」において説明した通りであります。

◇小田原市図書館設置条例の一部を改正する条例

図書館が従来の場所から新名女子高等学校旧校舎に移転したことに伴う改正です。

◇小田原市中央公民館使用条例の一部を改正する条例

公民館分室（和室）が、新名女子高等学校旧校舎内に設けられたので、これの使用料を定めたものであります。使用料は昼間一室につき一五〇円、三室全部の場合は四〇〇円、夜間は一室につき二〇〇円、三室全部については五〇〇円です。（以上何れも入場料を徴収しないもの）

◇小田原市競輪場使用条例の一部を改正する条例

国庫納付金制度の改正に伴い競輪場を他の地方公共団体に貸す場合の使用料を若干引上げたものであります。

◇小田原市母子住宅管理条例

母子住宅ができたことに伴い、この入居者の資格、住宅の使用料その他住宅の管理について必要な事項を定めたものであります。

◇小田原市地区農業委員会の選挙による委員定数条例

従来、農業委員会の選挙による委員の定数につきましては農業委員会法才七条において十五名と定められていましたが、去る六月十五日の農業委員会法の一部改正によりこれが改められ、選挙による委員の定数については、十名から十五名までの間で条例で定めることとされたので、この条例により各農業委員会とも選挙による委員の定数をそれぞれ十名としたものであります。

病害虫防除の完璧を期しましょう

昨年は異状天候に災されて稲作は冷害並びに病害虫の大発生のために稀有の凶作を招来し、農家経済は多大の影響を受けました。

本年も既に御承知の通り、気温の低下、日照の不足等により、苗は短小で、其の後の成育も良好とはいえませんので、再び前年の苦い経験をくりかえさないよう左記事項に留意され事前に予防対策を講じ、病害虫を絶滅し、増産に努力されますよう特に御願いいたします。

一、二化めい虫について

水稲の成育が例年よりおくれており、且つ植付は各地とも早目に行われている結果、本年の一化期の被害は例年より多い見込みでありますので、パラチオン薬剤散布を奨励し、既に皆様も実施されたことと思いますが、更に八月上、中旬に誘蛾灯の点灯を行い、二化期の発生をおさえること。

二、稲熱病

今までの低温多湿は稲を軟弱にし病害に対する抵抗力を弱め本病の発生蔓延のおそれがありますので、常発地帯では、特に注意し、状況に応じて、水銀製剤の撒粉若くは、六斗式石灰ボルドゥ液の撒布を実施すること。

三、うんか

今の所、大発生の徴候はありませんが、低温多湿が続くと多発のおそれがありますので、今後の気象状況とにらみ合せ、常に発生状況に注意し、防除の完璧を期すること。

★開設五周年記念競輪★
小田原 ケイリン
8月 11(水) 12(木) 13(金) 14(土) 15(日) 16(月)
主催 小田原市

火災予防について

消防署よりのお願い

当市消防本部では毎日、予防係の専任職員が、市内の建築物や危険物の取扱状況等の巡回査察を行い、火災の発生防止に努めておりますが、何分にも、人員が少い上に、広い範囲にわたりますので、見落しや、調査洩れもあることと思われます。

つきましては、今後、火災予防上危険な箇所や注意して欲しい実情等がありました際は進んで、電話（一一九番）又は手紙で、予防係宛、御知らせを願います。なお、係としましては、発信人の住所、姓名等に関し秘密は絶対に漏らしませんから、市民各位の心からなる御協力を希望致します。

最近三カ年間原因別火災件数

原因別＼年別	昭和26年	昭和27年	昭和28年	合計
煙突関係	4	4	10	18
電気器具	5	3	3	11
煙草	4	6	1	11
こんろ及び火鉢	7	2	1	10
弄火	1	4	3	8
かまど	2	3	2	7
油類	1	2	4	7
たき火	3	1	2	6
取灰及び消炭	1	4		5
汽車煤煙炭殻	4			4
不可抗力	3		1	4
不明火	1	1	2	4
こたつ	2		1	3
機械、加熱設備		1	2	3
その他	1	1	1	3
計	39	32	33	104

【註】一、煙突及び電気器具により火災が非常に多い事は戦時中並びに戦後の粗製品が多く使用されておる事が最も大きな原因となつている。
二、煙突関係の内には飛火による火災も含まれておる。
三、最近各家庭に於て石油コンロの取扱の増加により油類の火災が多くなる傾向にある。

各年別焼失及び損害額

区分＼年別	昭和26年	昭和27年	昭和28年	平均
年間焼失坪数	坪 4.918	坪 151	坪 439	坪 1836
年間損害額	円 168.735.200	円 7.817.300	円 20.945.300	円 65.799.270
一件平均焼失坪数	坪 126	坪 4.7	坪 13.3	坪 53
一件平均損害額	円 4.326.540	円 244.300	円 634.700	円 1.899.000

未払送金為替及び在外預金の支払について

今回閉鎖機関令の一部が改正され、左記金融機関の国外店で取組まれた送金為替及び国外店に残してこられた預貯金等は当該機関の保有資金に応じ、支払ができることになりました。

該当者は送金小切手、預金通帳その他証拠書類を添付のうえ本年十月十五日まで（但し、本年五月二十五日以後引揚者の方は本邦へ着いた日から四カ月以内）に在外活動関係閉鎖機関特殊清算事務所（東京都中央区日本橋通り二ノ一）宛債権申立をして下さい。

中立期間経過後の申立については特殊清算から除かれます。

閉鎖機関
横浜正金銀行
蒙きょう銀行
満洲中央銀行
中央儲備銀行
朝鮮信託株式会社
中国聯合準備銀行
朝鮮金融組合聯合会
満洲興業銀行
南洋拓殖株式会社
東洋拓殖株式会社
外資金庫
南方開発金庫
株式会社華南銀行
株式会社朝鮮殖産銀行

なお、詳細の手続又は書式等については、才一銀行、富士銀行、住友銀行、東京銀行の全国本支店でお問合せ下さるか又は五月二十五日、六月一日、六月八日付朝日、毎日、読売、日経、産経各新聞の公告を御覧下さい。

農業委員会法の一部改正と農業委員の選任

六月十五日、農業委員会法の一部を改正する法律が公布され七月二十日から施行となりました。改正の要点は

1 委員の任期が二年から三年に延長されたこと。

2 選挙による委員の定数は、十人から十五人までの間で条例で定めること

3 選任による委員は従来任意設置であったが、今度は、選挙による委員の三分の一以内の委員を必ず置かなければならないようになったこと、また選任は、農業協同組合又は農業共済組合の推せんした当該組合の理事、及び議会の推せんした農業関係学識経験者の中から市町村長が行うこと。

4 代表者会議の構成は、各委員会毎に指名する各一名の外、県知事が農業協同組合又は農業共済組合の理事の中から本人の同意を得て指名する二名以内の者が加わったこと

5 従来の県農業委員会は廃止され、県農業会議及び全国農業会議所が設置されたこと。

以上を図解すると次のようになります。

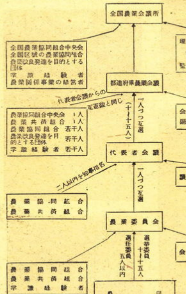

豊川合併により八地区委員会となる

本市では、小田原市地区農業委員会の選挙による委員定数条例により、選挙による委員の定数を十人と定め、また、選任による委任は、二人と決定いたしました。本市の農業委員会は、従来の七つの地区農業委員会の外に、七月十五日の豊川村合併により豊川地区農業委員会が設置されて八つの地区委員会となり、委員数は一委員会十二名として合計九十六名となります。去る十六日、農業委員会の「選挙による委員」の選挙が行われた結果、次の通り当選者が決定し、また選任による委員については七月二十四日、その選任が行われました。

（豊川地区農業委員会の委員については次号に掲載）

選挙による委員

（足柄地区）加藤一作、田代寅三郎、山室定雄、額田正平、林栄太郎、田中誠一長崎良平、山田孝三郎、大木米吉、石井智

（富水地区）渡辺慶蔵、吉田一郎、西山三郎、木村利一、鶴井由蔵、井上好蔵、石田正治、奥津長一郎、椎野吉蔵、平塚光之

（久野地区）長井善八、一寸木通夫、遠藤正平、下田善次郎、一寸木清造、田中八郎、小石川重秋、鈴木俊雄、白石福太郎、石綿源治

（大窪地区）府川治郎助、山田善太郎、大木常吉、広川正保、広川順一、杉崎德治、荻野茂芳、神田啓四郎秋山金由、杉崎一好

（早川地区）加藤尭益、関孝次、大津静雄、山室宏太郎、渡辺良一、青木荘平、本田新蔵、山口武利、青木森之助、青木斧吉

（下府中地区）原勇、神谷信雄、加藤京蔵、柏木幸作松本啓太郎、飯山辰之助、谷沢政太郎、志村政吉、高野喜与松、星崎三郎

（桜井地区）米山竹雄、石井文衛、片山勝男、笹田啓造、柏木儀八、瀬戸長平、小林薫、劒持直則、小林眞一、石川重次

選任による委員

（Aは議会推せん　Bは農業団体推せん）

（足柄地区）A中山福松　B磯崎正造

（富水地区）A奥津隆助　B村越茂

（久野地区）A浜野泉吉　B初瀬川政吉

（大窪地区）A津田肇　B内野寛三

（早川地区）A鈴木仁佐吉　B杉崎二郎

（下府中地区）A杉山兵之輔　B内田盛太郎

（桜井地区）A米山要助　B小沢二雄

追加更正予算の概要

29.6.28 議決（一般会計）

歳入の部		4.367.835
◇市税	（地方税法改正による減額更正）	△ 7.869.795
◇地方財政平衡交付金	（地方財政平衡交付金法改正による減額更正）	△35.000.000
◇公営企業及び財産収入	（競輪収益繰入その他）	17.400.000
◇使用料及び手数料	（警察制度改正による手数料の減額その他）	△ 376.900
◇国庫支出金	（生活保護費その他）	3.117.287
◇県支出金	（県民税徴収取扱交付金その他）	986.215
◇雑収入		111.028
◇市債	（小田原漁港並びに小田原駅前広場整備債）	16.000.000
◇地方交付税		10.000.000
歳出の部		4.367.835
◇議会費	（旅費その他）	1.115.000
◇市役所費	（失対事務所移転工事費その他）	580.800
◇警察消防費	（警察法改正に伴う減額更正　早川左岸消防小屋建設費等）	△31.326.685
◇土木費	（飯田岡橋繰越事業、谷津脇線、中島一号線新設改修費、小田原駅前広場整備費、酒匂川堤防改修負担金、漁港修築費）	23.712.539
◇教育費	（桜井小学校舎新築並びに山王小学校水道布設繰越工事及び富水校校地借上料、才一中学校整地費才三中学校校地借上及び石積工事費、地区公民館建設事業費補助その他）	6.848.039
◇産業経済費		△ 41.025
◇観光費	（鹿檻島舎新設工事費、御藤端入ロネオンアーチ施設費その他）	328.000
◇選挙費	（相模湾区漁業調整委員会委員選挙費）	25.460
◇諸支出金	（豊川村合併関係経費、大平洋戦空爆犠牲者慰霊堂建設費寄付その他）	822.400
◇予備費		2.303.307

前回までの累計額	今回追加更正額	合計額
480.229.304	4.367.835	484.597.139

才六回 小田原市民体育祭

八月一日〜九月十二日

恒例の小田原市民体育祭は本年才六回を迎え小田原市小田原市教育委員会、小田原体育連盟の共催により、八月一日から九月十二日までの約一カ月半に亘って開催されます。

昨年は十一種目でありましたが、本年は昨年実施しなかつた自転車、本年から初めて実施する相撲、山岳、拳闘の四種目が加わり十五種目の各競技が行われます。

競技は、大字の代表選手による大字別対抗戦と、だれでも参加できるオープン戦とを行い、大字別対抗の各種目優勝大字には市長優勝杯、総合優勝の大字には市長優勝旗がそれぞれ授与されます。

◎前夜祭

七月三十一日午後七時三十分から城内小学校々庭において、小田原市レクリエーション協会の協力を得てスクエア、ダンス、フォークダンス民踊（小田原音頭、久野音頭、仲よし音頭、その他）特別出演として才四中学校のブラスバンドの演奏があります。

◎開会式

八月一日午前八時三十分から市営野球場にて——。昨年優勝の大字から優勝旗の返還を行います。なお式前に市内小学校六年全員によるマスゲーム、式後中学校生徒によりラジオ体操が行われます。

◎軟式野球

八月一日から九月五日までの毎日曜日、市営野球場にて各大字対抗のトーナメント申込みは七月二十日まで

◎排球

八月一日午前十時から県立小田原高校にて。各大字男女各一チームによるトーナメント。オープン競技として小田原市、足柄上、下郡の中学校対抗試合。申込みは七月二十二日まで

◎籠球

八月八日午前九時から県立小田原高校にて。各大字男女各一チームによるトーナメント。申込みは七月二十二日までオープンとして八月十五日午前八時三十分から県立小田原高校にて中学校対抗試合（小田原籠球協会管下）と合併予定町村対市選抜チーム試合。申込みは八月七日まで

◎蹴球

八月八日午前九時から県立小田原高校にて。オープンとしてブロック別対抗と中学校トーナメント申込みは七月三十一日まで

◎弓道

八月八日午前十時から二宮神社境内報徳弓道場にて、オープンとして尺二的八射で行う。

◎拳闘

八月七、八日午後六時から中央公民館にて。オープンとして小田原高校対慶応高校定期戦その他を行う。

◎山岳

八月七、八日丹沢山塊塔ケ岳集中登山。

Aコース（日帰り）八日渋沢—大倉—塔ケ岳—ヤビツ—蓑毛—大秦野—参加資格中学三年以上定員男女五十名。

Bコース（一泊）大秦野—蓑毛—ヤビツ—塔（一泊）—丹沢—蛭岳—丹沢山—塔ケ岳—大倉—渋沢　高校生以上で二十五名。

Cコース（一泊）松田—彌勒寺—雨山峠—鍋割山—塔ケ岳（一泊）塔からBコースと合同蛭岳まで高校生以上で二十五名。

申込みは七月三十一日まで経費は参加者実費負担。

◎卓球

八月十五日午前八時から中央公民館にて。大字別対抗は軟式で各字共一混合複、四単の団体トーナメント。オープンとして八月十四日午前八時から中央公民館にて少年卓球大会（小田原卓球協会管下の中学校生徒）申込みは八月四日まで。

◎相撲

八月二十二日午前九時から駅前松賀屋裏相撲場にて。大字別対抗は各字共三名の団体リーグ戦。オープンとして小田原選手権試合を行う。申込みは八月十日まで。

◎自転車

八月二十二日午前九時から市営競輪場にて。大字対抗は各大字共❶千米速度競走三名❷千米スクラッチ競走、三名❸二千米団体追抜競走一チーム三名。オープンとして❶自転車パン喰い競走❷自転車スプーン競走❸自転車借物競走、使用車はすべて実用車。申込みは八月十五日まで。

◎水泳

八月二十二日午前八時三十分から市営プールにて。すべて大字別対抗で種目は自由形、男、五〇米、一〇〇米、四〇〇米　女、五〇米　一〇〇米。背泳（男）五〇米、（女）五〇米。平泳（男）一〇〇米、二〇〇米（女）五〇米、一〇〇米、リレー（男女共）二〇〇米、メドレー（男）三〇〇米（女）一五〇米。人命救助（男）五〇米。一名三種目以内（リレーを除く）で出場人員制限なし申込は八月十八日まで。

◎剣道

八月二十二日午前九時から市立文武館にて。オープンとして、総合高点試合（五段以下）高校対抗試合、団体トーナメント（各団体とも三チーム以内、三段以下にて三名で一チーム）申込みは八月十四日まで。

◎柔道

八月二十九日午前九時から市立文武館にて。大字別対抗は各字共初段以下の三名で一チームの団体トーナメント。オープンとして❶小田原選手権試合❷青年部の勝抜試合❸少年部の勝抜試合。申込みは八月二十日まで。

◎軟式庭球

九月五日午前八時三十分から市営城内コートにて。大字別対抗は各字共男二組女一組の三組対抗トーナメント。オープンとして男女別トーナメントを行う。申込みは九月一日まで。

◎陸上競技

九月十二日午前八時三十分から本町小学校にて。大字別対抗は

❶六〇米、男小学生二　女小学生二　一般（高校生を含む以下同じ）二

❷一〇〇米、男中学生二、一般二、三五才以上二、女学生二、一般二

❸四〇〇米、男中学生二、一般二

❹一五〇〇米、男中学生二　一般二、三五才以上二

❺五〇〇〇米、男一般二

❻四〇〇〇米リレー、女中学生一チーム　一般一チーム

❼八〇〇米リレー　男中学生一チーム、一般一チーム

❽学年別六〇〇米リレー　男一チーム、女一チーム、小学校四年から中学三年までの各学年で編成

❾走幅跳、男、小学生二、中学生二、一般二、三五才以上二、女、小学生二、中学生二、一般二

❿走高跳、男、中学生二、一般二、三五才以上二、女中学生二、一般二

⓫砲丸投、男中学生二、一般二、三五才以上二、女中学生二、一般二

オープン競技として学区子供会代表親睦四〇〇米リレー男一チーム四名、女一チーム四名

なお競技終了後、町田小学校児童による体操の演技。

申込みは八月三十日。

◎閉会式

陸上競技終了後ただちに同会場で閉会式を行い、優勝大字等の表彰を行います。なお本体育祭の一環としてスポーツ映画の夕を開催することとし、八月三日午後七時三十分から御幸の浜にて、各種スポーツ映画を上映します。

競技の申込みは、市教育委員会か、主管協会。本体育祭についての詳細は市教育委員会、社会教育課（電一九一一番）又は各字の社会体育嘱託員にお問合せ下さい。

小田原夏まつり

城址のおれて、情緒ゆたかな「小田原夏まつり」は、今年も豪華にくりひろげられます。

七月二十六日（月）夜七時から御幸の浜で「線香まつり」「映画の夕」

八月一日（日）「商工まつり」雨天順延　昨年以来小田原名物の一つとなった広告仮装行列は、市内各商店始め京浜の一流メーカー多数参加正午市役所前を出発して市内目抜き通りを行進、各所で小田原美妓連総出演の手踊りがくりひろげられて五時頃終了。

八月二日（月）午後八時から城内小学校々庭で「演芸大会」（菅丸外一流芸能人出演）午後八時から城内小学校々庭で「演芸大会」（浪曲声帯模写前田勝之助外一流芸能人出演）

八月三日（火）午後七時半から御幸の浜で「スポーツ映画の夕」各種スポーツ映画を上映なおこれは体育祭の一環として行われるもの

八月八日（日）午後一時から市営海水プールで「水上パン喰競走」

八月十日〜十六日　城址公園お濠で「流燈広告祭」

八月十一日（水）午後七時から城址公園お濠で「おはやし大会」（横浜、三島、下曾我、小田原各地方有志）

八月十二日（木）午後七時から城址公園お濠で「おはやし大会」（東京、宮城野、相模原、小田原各地方有志）

八月十三日（金）午後八時から水の公園で「映画」

八月十五日（日）午後八時から御幸の浜で「花火大会」

八月十八日（水）午後八時から御幸の浜で「おどりの夕」

八月二十一日（土）午後八時から城内小学校庭にて「映画の夕」

八月二十二日（日）午後八時から新玉小学校庭にて「映画の夕」

☆夜間開館☆

7月20日(火)〜8月31日(火)

開館午前9時　閉館午後9時

小田原市図書館

久野配水池建設進む

完成の暁は五万人給水可能

久野配水池は、昭和二十八年度起債二、七〇〇万円のうち一、三〇〇万円の工費をもつて本年二月、標高六十米の久野山大塚の位置に施行、才二水源から五〇〇粍高級鋳鉄製送水管一、四二〇米を布設、才一水源からも送水できるよう連絡しております。

この配水池は、着水井（水源から送水管を通じ水が着水する処）と、配水池とに大別されます。

着水井は、半径二、五米の円型とし上部上家を設け、着水の状態は硝子窓を通して外部から見られるように施し、全部が鉄筋コンクリート造りで、上家のみを残して他は地下に埋没されます。なおまた配水地への流出口には欠口があり着水量が計られるようになっております。

配水地は、細菌の繁殖排除のため光線の入るのを防ぎ温度の変化のないよう覆土式鉄筋コンクリート造りとし、内法縦横とも二〇米で深さ四、二米、有効水深四米、間柱は十六本で四米間隔丸型とし導流壁を渡してあります。構造としてはこの配水池は無梁版構造でありますので桁はありません。

容量は、一池一、五〇〇立方米で計画は二池でありますが、本年は八月に一池完成の予定でありますのでその際は直ちに操作を開始いたします。

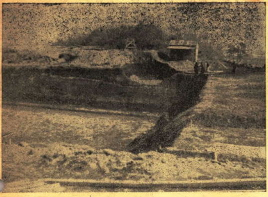

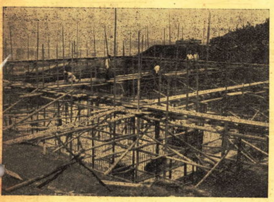

配水池の掘さく（左上）配水池の配筋（左下）送配水本管連絡管（右上）ベンチュリ管ボックス（右下）

高地　低地に二様の配水

昭和二十六年、蓮正寺に才二水源が完成してからは、一日一五、〇〇〇立方米を送ることができるようになり、水不足ということは全くなくなりました。

しかしながら水量の点では充分であつても市内の高地又は低地に均等に水を配布するということは、なかなか困難で、高地区の水圧を相当に保つためたは低地区が勢い高圧となり、そのために管の破裂又は漏水が増加し、現在一日平均二十件の修理工事をしている状況であります。

従つてこれらを調節するために、当初計画によりまして、高地、低地二様の配水を行うこととし、従来の小峯配水池を高地区配水池とし現在施行中の久野配水池を低地区配水池とすることにしたのであります。

久野配水池が完成すれば既設の小峯配水池と合せて四、五〇〇立方米の容量をもつことになり、一日一人三〇〇立の使用量としても、配水池だけの水で八時間は配水することができ、また連続的に操作すれば、五万人に給水することができます。

優良赤ちゃん表彰式

昭和二十九年度赤ちゃんコンクールは、参加者六三四名の多数に上りましたが才一次審査により五五名の優良児候補者を選出しました。更にこの五五名は神奈川県赤ちゃんコンクールに出場し、一三名が見事に入選して去る五月二十八日神奈川県知事より栄ある表彰を受けました。続いて残り四二名に対し、才二次審査を行い二〇名の小田原市赤ちゃんコンクール入選者を決定し、六月二十四日中央公民館に於て表彰式を行いました。お母さんには市長賞、入選者には市長努力賞、小田原保健所長賞、小田原医師会賞、同助産婦研究会賞、同乳児保護会賞等が贈られ、又さきに県表彰を受けた一三名に対し市長記念品、小田原乳児保護会記念品等が贈られました。表彰者は次の通り

川口公一（谷津）剣持彌彦（蓮正寺）諸星光司（万年）直井浩（風祭）奥津政之（山王原）小林茂（多古）石川正男（万年）太田武（十字）川口満（中里）志村中（中里）亀井順子（新玉）大橋弘子（幸）山本千草（板橋）秋山和世（幸）田代芳子（板橋）村越節子（多古）実方豊子（穴部）瀬戸千也子（緑）佐藤美惠子（山王原）伊藤益美（下新田）

県コンクール入選者

田代秋彦（谷津）平井丈夫（十字）小沢重之（緑）石川理也（万年）高原豊（幸）込山芳範（荻窪）浅倉悦夫（万年）鈴木克己（緑）杉崎清（風祭）秋山明（風祭）森中芳樹（荻窪）大島孝夫（中宿）峯眞理子（十字）

写眞は優良赤ちゃん表彰式

幼児の大敵疫痢

お母さん方の細心の注意を！！

昭和二十五年以来全国的に流行している赤痢は、昨年その峠を越した感がありましたが、今年に入つて再びその勢いを盛り返して来ました。

本市の場合についてみても昭和二十八年の発生は患者九六名、死者五名で昭和二十七年より患者数五〇％、死者で四六％の減少を示しているのに、本年の発生は七月一日現在で患者八〇名死者四名となり、前年同期の発生に比較すると、患者数で六五％、死者七五％増となつております。この増加の原因については目下の処詳細にはわかりませんが、この冬が暖冬異変であったからだと言われています。即ち赤痢は気温の上昇につれ増加することが考へられるからであります。増加の原因は何れにせよ再び赤痢がふえ始めたことは注意を要する問題であります。前述のように今年の赤痢流行の憂うべき一つの現象は、全国的に死亡が著しく増加し、なかでも疫痢は患者の半数が死亡しておるということです。本市の場合死亡は全部が疫痢であって、その殆とが在宅死亡であります。疫痢は急激的な経過をたどるので入院もせずに或は医師にもかからず死んでしまう者が少くありません近時抗生物質のような赤痢特効薬が出現しているにもかかわらず、なお依然として死亡が多いのは発見がおそく大半は手遅れになるからでお母さん方の細心な注意が望まれるわけであります。

疫痢は赤痢と全く同じ原因によって発病するもので、多く幼児に急激に発病するものであります。お母さん方は疫痢の早期発見のためその症状について左の事項をよく御承知おき下さい。

①いままで元気で遊んでいた子供が、急に元気がなくなり「グッタリ」してゴロゴロ寝ころがり「ウトウト」して生欠伸をするようになる。

②顔色は蒼白く、手足が冷たいのに、熱が急に高くなり、三八〜四〇度にも昇つてくる。

③そして数時間の後には嘔気や嘔吐があり、意識が「ボンヤリ」してやがてうわごとを言ったり、ひきつけたりする。

④便は始め軟便が二〜三回あって不消化便ですが次才に、水様便となり、やがて粘液をまじえた「クサミ」の甚しい緑色便となる。

用語解説

予算

予算とは、収支の予定的計算―見積りのことです。私人の経済においても、合理的な経済生活を営もうとするなら、やはり予算をたててそれにより暮しをたててゆくことが一番です。この意味において私人が組む月月の家計予算と、国又は地方公共団体のつくる予算と変りはありません。ただ国の予算もそうですが、地方公共団体の予算は、次に述べる二つの点において私人の家計予算などとその趣きを異にしています。

一、予算の期間

予算はその経理上、一定期間を設けてその会計経理の整理を容易にするために、才一に収支の期間を原則として年度に限定しています。会計年度は、法により毎年四月一日から始まり翌年三月三十一日をもって終るということは御承知の通りです。予算上の収入、支出は必らずある年度に属するものであり、これを特に「歳入」「歳出」といっております。また、会計年度を設けた目的は、前述のようにその期間を限って会計の経理を容易にするためでありますから「甲年度の収支と乙年度の収支とは予算上彼此流用することができない」という、いわゆる会計年度の独立が原則とされております。

二、予算の成立と効力

予算は、一定の形式により地方公共団体の長が作成して議会の議決を経て成立します。これは財政の計画とその運用が、住民の負担に関係するところが大きいので、議会の参与を必要とするものであります。

成立した予算は、歳入歳出の見積りであると同時に、一面その見積りを実行すべしと命令の性質を帯び、地方公共団体の長の財政権を拘束する効力を持つものであります。尤もこれは、歳出について言われることであつて歳入については、条例又は規則により賦課徴収されるから、予算は単に歳入の見積りに過ぎません。

当初予算と追加、更生予算

当初予算とは、年度開始前に議会の議決を経た予算を言い、本予算とも言はれます。追加予算又は更正予算とは、当初予算編成後生じた新たな必要に基き、一旦成立した予算の科目又は金額を追加又は更正する予算を言います。追加予算は、予算総額の増加を目的としますが、更正予算は既定予算の範囲内で科目の変更又は金額の減少を行うことを目的とします。追加と更正とを同時に行う場合には、これを追加更正予算と言います。

予算の「款、項、目」

広くかつ多岐にわたる予算の内容を明らかにするために、予算の作成様式は、地方自治法施行規則で一定の様式に定められています。それによると、予算は大きく歳入、歳出に分け、その歳入歳出は、それぞれ、款、項、目に区分し、各目は更に節に分けられてその明細な説明が附されることになっています。款、項、目までは、大体事業の性質別によって分けられます。例えば、歳出において、議会費、市役所費、警察消防費、土木費、教育費などの「款」に分かれ、このうちの土木費の款についていえば、道路橋梁費、河川費、港湾費、都市計画費、災害土木費の「項」があり、更に道路橋梁費の項について見れば、道路維持修繕費、道路新設改良費、橋梁維持修繕費、橋梁新設改良費などの「目」に分かれるという具合です。各目の説明中の「節」は、統計作成上の便宜のため、給料手当、備品費、消耗品費、工事請負費、修繕料、原材料費、通信運搬費、借料及び損料など、一定の名称を附した四十二の節に限定されております。その中から必要なものを選択して各目の明細説明に供するということになっています。以上の関係から、款、項、目までは事業の性質別によって、縦に区分されるが、各目明細中の「節」は、経費の目的別によって、横に区分される、といわれています。

「自転車、荷車の申告をしていない方はありませんか」

市では近く自転車、荷車の無申告検挙を実施する予定であります。自転車又は荷車を所有していて未だ申告をしていない方はこの際すぐ申告して下さい。

自転車又は荷車の所有者は、その取得又は喪失などの場合には十日以内に市長に申告することになっております。

正当な理由がないのに、この申告を怠ると市税賦課徴収条例才七十四条の罰則にふれることになりますので御注意下さい。

日本脳炎を警戒しましよう

本格的な夏のシーズンとなりましたが、今年は「日本脳炎」を警戒しなければならない年だと言われています。今までのところ県下では一人しか発生していませんが、七、八、九月にかけての三カ月間が最も危険なときでありますので、十分御注意下さい。

この日本脳炎は、蚊が病菌をもち歩くものですが日盛りのとき頭をカンカン照りつけられたり、睡眠不足などの過労が誘因となって発病するとされています。そしてこれにかかると突然四十度近い高熱を出し、頭痛吐き気、ひきつけなどを起し、悪するとと脳を犯されます。また死亡率は三人に一人という高率で油断はなりません。特に十才以下のお子さんは注意が肝要、やはりふだんからの健康と、十分な栄養、睡眠が最良の予防法で、同時に病源菌の媒介体となる蚊の発生を防ぎ蚊にさされないように努めることです。